

制度全体に関すること

Q1 どのような補助金か

A 令和3年8月11日からの大雨により被災された小規模事業者、中小企業者、中堅企業の皆様の経営の立て直しを支援するため、また2年に2度の水害災害に見舞われたことを考慮し、店舗・事務所等の浸水対策を支援するためのもの。

Q2 補助対象者について、地域など限定されるのか？

A 令和3年8月11日からの大雨により被災された武雄市内の小規模事業者、中小企業者、中堅企業あれば地域の限定はありません。

Q3 商工会議所、商工会の会員でなければ申請できないのか

A 商工会議所、商工会の会員でなくとも申請は可能です。

Q4 補助対象者は小規模事業者、中小企業者、中堅企業に限るのか？

A 補助対象者は小規模事業者支援法、中小企業基本法に定義してある小規模事業者、中小企業者及び中堅企業。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・資本金の額又は出資の総額が10億円未満の会社であること。・従業員数（常勤）が2,000人以下の会社及び個人であること。 |
|---|

補助対象にならないもの

系統出荷による収入のみである個人農業者、共同組合等の組合、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、申請時点で開業届を出していない創業予定者、任意団体 等

今回、対象にならないものについては、市役所各担当課においてご相談下さい。

Q5 いつまでに補助金申請を行う必要があるか

A 令和4年1月31日までに申請ください。

Q6 いつまでに工事完了を行う必要があるか

A 原則令和4年3月までに完了してください。

令和4年3月までに完了見込みがない場合はご相談ください。

Q7 補助金交付までにどのような手続きをすればよいか

- A
- ① 補助金交付申請（事業者→市）
 - ② 交付決定の通知（市→事業者）
 - ③ 復旧・対策工事 工事代金の支払い（事業者）
 - ④ 実績報告書の提出（事業者→市）
 - ⑤ 補助金額の確定通知（市→事業者）
 - ⑥ 補助金の請求（事業者→市）
 - ⑦ 補助金の交付（市→事業者）

Q8 所有している複数の店舗等で被災した場合、それぞれの店舗等で申請することは可能か。

A 複数の店舗等で被災した場合は、店舗ごとの申請が可能です。

ただし、同一事業者で同一敷地内に複数の店舗がある場合は1件とします。

Q9 補助金額の下限はあるのか。

A 下限はありません。

Q10 国や県の補助金を活用する経費についても補助対象になるのか。

A 国や県の他の補助金を活用する場合、他の補助金を除いた自己負担額の費用について補助対象とします。

災害保険により補填された場合も補助金を除いた自己負担額の費用について補助対象とします。

Q11 市の他の補助金を活用する経費についても補助対象になるのか。

A 市の他の補助金を活用する場合は補助対象となりません。

Q12 交付申請前にすでに復旧が完了している経費について、口頭見積により発注していた場合、見積書の添付は不要か。

A 申請時にご相談ください。

Q13 開店準備中に被災した店舗は対象となるか。

A 申請時点で開業届け出を提出している場合は対象となります。

Q14 消費税や官公庁に支払う証紙代についても補助対象経費となるのか。

A 補助対象となりません。

Q15 交付申請時に保険金の受領額が不明な場合、どのようにすればよいか

A 保険金の受領額が不明な場合は、受領予定額を記入してください。
なお実績報告時に調整をし、確定します。

① 建物設備再建費に関すること

Q16 補助金申請前に既に建物の修繕、機械・設備等を復旧した場合にも補助を申請することは可能か

A 補助金申請前に復旧に要した経費についても補助対象となります。
罹災証明や被災証明の書類、被災の写真等で被災の事実が確認できる場合に限ります。

Q17 被災状況の確認のため、「被災証明書」「罹災証明書」は必ず必要か？

A 原則として建物再建費については「罹災証明書」、機械・設備費については「被災証明書」の写しが必要です。
「被災証明書」「罹災証明書」の提出ができない場合は、被災したことがわかる写真を添付してください。

Q18 建物設備再建費については、パソコン、複合機、空調設備、冷凍冷蔵庫等の更新も対象となるのか。

A 事業用として使用していた当該設備が被害を受けた場合で、引き続き事業用として使用する場合に限り対象になります。
店舗兼住宅の場合で、専ら家庭用に使用されるような場合には対象となりません。

- Q19 設備の更新ではなく、修繕や修理に要した費用についても対象となるのか。
- A 修繕・修理に要した費用についても対象となります。
- Q20 建物設備再建費について賃貸物件、機械・設備のリース物件については補助対象となるのか。
- A 店子として事業継続する場合の建物の賃貸物件は対象となります。
設備、備品等のリースについては補助対象になりません。
- Q21 災害保険の対象となった建物設備再建費は、補助対象となるのか。
- A 保険の対象となっている設備等も補助対象となりますが、当該機械・設備等の復旧に要する経費から、受取保険金額を控除した額が補助対象経費となります。
なお、被災により保険金が請求できるにも関わらず、請求を行わない場合は、補助金を請求することはできません。
- Q22 商品の遺失利益、廃棄に係る費用は建物設備再建費の補助対象となるのか。
- A 補助対象となりません。
- Q23 店舗兼住宅の場合、建物設備再建費はどこまでが補助対象となるのか。
- A 住宅の用に供する建物、設備、備品は補助対象となりません。
- Q24 空調設備の室外機については建物設備再建費として対象になるのか。
- A 補助対象となります。
ただし、居住空間で使用される部分については、補助対象となりません。
- Q25 テーブルや椅子等の備品は建物設備再建費として補助対象となるか。
- A 事業用に使用していることが明らかな場合には、補助対象となります。
- Q26 店舗内の消毒や消臭に係る経費は補助対象となるか。
- A 補助対象となります。
- Q27 被災前の設備等より機能・性能が向上する更新も対象となるのか。
- A 補助対象となります。
- Q28 被災前の設備等より機能・性能が低下する更新も対象となるのか。
- A 補助対象となります。

Q29 見積合わせは必要か。

A 見積合わせができない場合はご相談ください。

Q30 機械・設備費について、中古品を購入する場合は対象となるか。

A 対象となります。

Q31 エレベーターの改修費は補助対象経費か。

A 業務用として使用するエレベーターは補助対象経費です。

Q32 店舗の清掃費用は補助対象になるか、また、店舗を洗浄するために購入した洗浄機は対象となるか。

A 補助対象となります。

Q33 PC が被災し更新する場合、ソフトの購入費についても補助対象経費となるか。

A PC と一緒に購入する場合で、事業を行う上で必要なソフトの購入費用のみ機械・設備費として補助対象とします。

Q34 敷地内の舗装や看板など独立した工作物の工事費用は補助対象経費となるか。

A 補助対象となります。建物設備再建費に計上して下さい。

Q35 設備・機械の配送にかかわる設置料及び送料については補助対象経費となるのか。

A 対象となります。

Q36 店舗の清掃のための人件費は補助対象経費となるか。

A 対象となります。

Q37 消耗品は対象となるのか

A 被災により使用ができないことが明らかである場合は対象となります。

Q38 事業再開までにかかる家賃は補助対象となるのか

A 事業再開までにかかる家賃は補助対象となります。
ただし、事業再開されてからの家賃は補助対象外です。

③ 浸水対策事業に関すること

Q39 浸水対策事業費とはどのようなものが対象事業となるのか

- A
- ・ 建物の床面を高くする工事 例) かさ上げ工事、高床式構造
 - ・ 敷地に盛土をして地盤を高くする工事 例) 盛土工事
 - ・ 市内に建物移転する際の建物建設にかかる経費
 - ・ 浸水被害を軽減する工事

例) 基礎部の水抜き穴の設置、排水ポンプピットの設置、エアコン室外機・給湯器の高所移設、敷地の外周をコンクリート壁で囲む工事、止水板の設置 等

Q40 建物工事の内外装の工事、床下の給排水設備又は電気設備工事等、附帯する工事は補助対象となるのか？

- A 建物工事に附帯する工事は補助対象となります。

Q41 市内に建物移転する際の建物建設にかかる経費とは

- A 市内の浸水が想定されていない地域への移転する場合であって、建物建設・取得及び付帯工事に関する経費。
土地取得費については、補助対象とはなりません。

Q42 補助金申請前に既に工事着手または移転した場合にも補助を申請することは可能か

- A 8月11日以降に被災された店舗等で、補助金申請前に工事着手または移転した場合についても補助対象として認められます。
罹災証明、被災の写真等で被災の事実が確認できる場合に限りです。

Q43 被災状況の確認のため、「被災証明書」「罹災証明書」は必ず必要か？

- A 原則として浸水対策事業費については「罹災証明書」、の写しが必要です。
「罹災証明書」の提出ができない場合は、被災したことがわかる写真を添付してください。

Q44 浸水対策事業費については、パソコン、複合機、空調設備、冷凍冷蔵庫等の設備の更新も対象となるのか。

- A 浸水対策事業費については、パソコン、複合機、空調設備、冷凍冷蔵庫等の設備の更新は対象となりません。浸水被害がある備品については建物設備再建費に計上してください。

- Q45 浸水対策事業費について賃貸物件については補助対象となるのか。
A 土地建物を貸し付ける者が賃貸に供する土地建物に浸水被害を受けた場合は補助対象とはなりません。
- Q46 災害保険の対象となった建物を嵩上げ工事や市内移転した場合、補助対象となるのか。
A 保険の対象となっている建物も補助対象となりますが、嵩上げ工事、市内移転に要する経費から、受取保険金額を控除した額が補助対象経費となります。
なお、被災により保険金が請求できるにも関わらず、請求を行わない場合は、補助金を請求することはできません。
- Q47 店舗兼住宅の場合、浸水対策事業費はどこまでが補助対象となるのか。
A 店舗兼住宅の場合で、住宅部分で使用される床面積が1／2を超える場合は補助対象となりません。
- Q48 被災前の建物より延べ床面積等が大きくなる場合も嵩上げ・移転も対象となるのか。
A 補助対象となりますが、過大な部分は補助の対象とはなりません。
- Q49 中古店舗、中古店舗兼住宅を購入し市内移転する場合も補助対象となるのか
A 市内移転の場合、中古店舗、中古店舗兼住宅も補助対象となります。
- Q50 市内移転の場合の敷地内舗装、看板、独立した工作物も補助対象となるのか
A 敷地内舗装は補助対象となります。
看板、独立した工作物は建物設備再建費に計上してください。
- Q51 市内移転の場合、移転先の場所に制限があるのか
A 武雄市内でかつ令和3年8月11日からの大雨による浸水被害がない場所への移転をお願いします。
武雄市浸水ハザードマップにおいて、浸水想定の高さを作成しています。計画の参考にしてください。
- Q52 嵩上げや高床を計画する場合、床の高さに制限があるのか
A 令和3年8月11日からの大雨の浸水深や武雄市浸水ハザードマップを元に計画してください。

Q53 駐車場など土地だけのかさ上げについても浸水対策事業費の対象となるか？

A 駐車場など土地だけのかさ上げについては、浸水対策事業費の対象とはなりません。